

令和7年度 看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する計画

| 取組内容 | | 対応方針・計画 |
|--------------------|---|--|
| 看護職員と他職種との役割分担 | 入退院支援センターの設置 | 入院時における常用薬の確認、中止薬に関する説明等について薬剤師が積極的に介入する。 |
| | | 入院時における栄養状態の評価等について管理栄養士が積極的に介入する。 |
| | | 入院時における身体的・社会的・精神的背景を含めた患者情報の把握等について、MSWが積極的に介入する。 |
| | 病棟クラークの配置 | 看護職員の事務的作業に係る負担軽減に向け、病棟クラークの配置を目指す。 |
| | 業務委託の活用 | 配茶業務、経管栄養の洗浄等、業務委託による負担軽減を継続する。 |
| 夜間看護補助者配置による業務負担軽減 | 夜間に看護補助者を配置し、夜間帯看護職員の負担軽減を図る。 | |
| 勤務体制に係る取組 | 夜勤体制の見直し | 夜勤配置人員の充実により、夜間帯看護職員の負担軽減を図る。 |
| | 夜間帯における看護助手の配置 | 急性期入院料算定病棟から導入開始し、障害者病棟への配置を検討する。 |
| | 子育て支援 | 保育時間や育児時間の制度を活用した、子育て支援の充実。 |
| | 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項または同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用 | 育児短時間勤務制度、夜勤免除等の積極的活用により職場復帰支援の充実を図る。 |
| 勤務環境改善 | 医療機器の整備 | 筋ジス病棟における入浴介助業務の負担軽減として、ストレッチャーを整備。 |
| | 通訳サービスの活用 | 外国人患者への対応として、看護師の負担軽減に向け、大阪府の通訳サービスを活用する。 |
| | 院内保育所の設置 | 保育サービスのさらなる充実及び病児保育導入の検討。 |